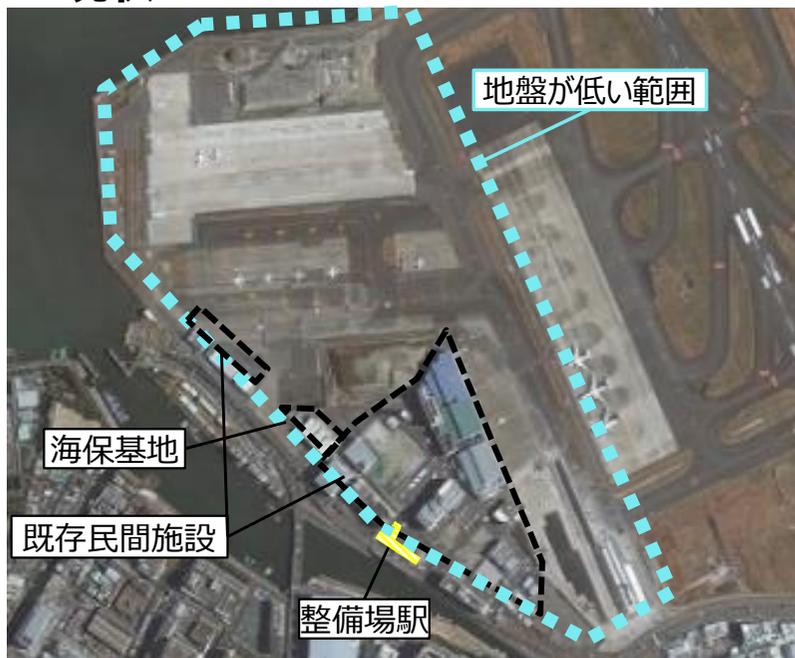


羽田空港の機能・施設に関する検討会 第4回 資料1(旧整備場地区関連)

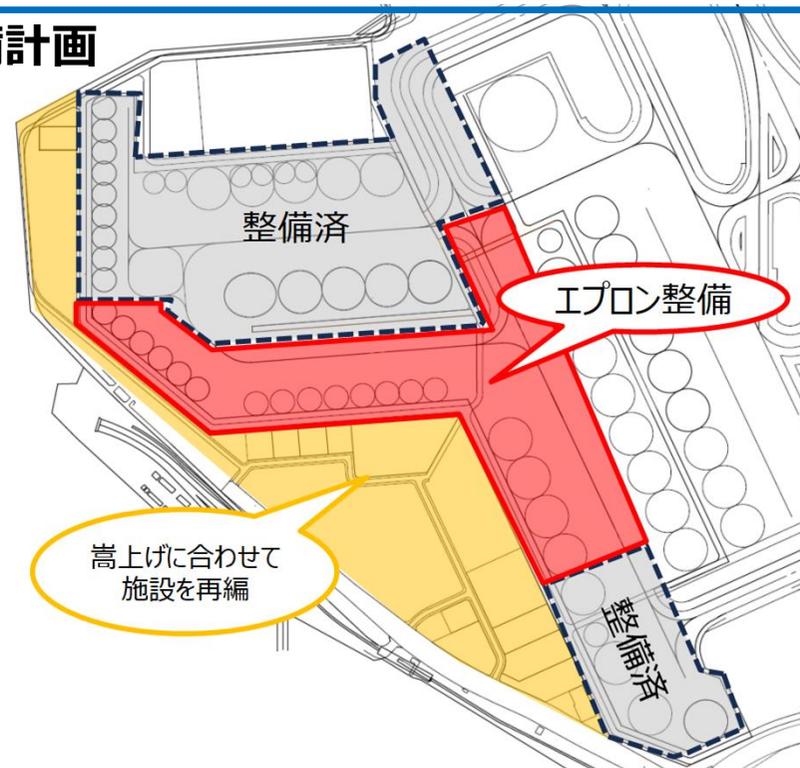
令和7年3月
国土交通省航空局

- 拠点空港としての機能拡充に向けた旧整備場地区における駐機場配置の見直しとともに、冠水対策として、既存施設を含む用地の嵩上げ（1～3 m程度）を実施。用地嵩上げと併せて既存施設の移設（集約）を進めている。
- エプロン部分の嵩上げ・再編については、2017年度に着手し、順次整備を進めている。
- ランドサイド部の嵩上げ・施設再編については、2023年度に着手し、用地造成を進めてきたが、2025年4月からは嵩上げ事業で最初となる移転施設の建設に着手する予定。

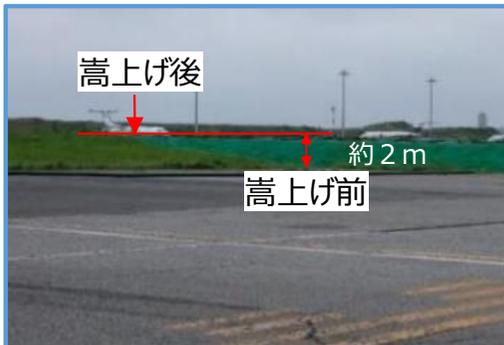
■ 現状



■ 整備計画



■ 旧整備場地区の嵩上げ状況



既存民間施設の取扱方針(令和6年3月14日) 主な内容

取扱方針 (令和6年3月14日取りまとめ)

- 嵩上げ事業該当区域の既存施設設置者が希望する場合、移転するための代替地を同地区内に確保し提示する。
- その場合は、公募によらず、申請に基づき国有財産使用許可を行う。

■ 代替地や移転先施設に関する主な条件

- ・ 代替地や移転先施設の規模は、既存と同等程度。
- ・ 自社施設集約等により既存よりも移転先の規模が縮小することは可とする。
- ・ 事業環境が変化したこと等による撤退は拒まない。
- ・ 新たな用途の追加や、規模の大幅拡大などは、既存施設の移転としての取扱とはしない。
(「新規」扱いとし、上記取扱方針は適用しない)

■ 用地と施設の規模等に関する考え方

- ・ 移転後の「規模」については、「用地規模 (用地面積)」及び「容積規模 (延床面積)」の双方から確認。
- ・ 国有地の効率的な利用の観点から、用地面積の縮小についても必要に応じ調整を行う。

■ 「既存施設の移転」に分類し、認める例

	1 移転	2 仮設物設置	3 集約	4 事業縮小	5 撤退
移転前	自社施設A	自社施設A	自社施設A 自社施設B 自社施設C	自社施設A	自社施設A
↓					
移転後	自社施設A	自社施設A	自社施設A'	自社施設A'	—
備考	同等の規模 同様の機能	移転の対応として設置 する、仮設駐車場の 用地を別途確保	[A+B+C]とA'は 同等の規模 同様の機能	A > A'	撤退

旧整備場地区に造成される用地について

- 嵩上げ事業による各施設の移転や集約の結果、旧整備場地区には、今後一定の空き区画が生じる可能性。
- 一方で、旧整備場地区以外の空港内施設にも建設後30年を経過したものがあり、今後、運用を継続しながら機能更新するためには、建替用の用地を空港内に確保しておく必要があるが、現状の羽田空港において、この嵩上げ事業によって造成される用地以外に土地を創出することは難しい。
- よって、今後生じる空き区画の用途については、可能な限り空港内施設の建替・移転用用地として確保することとするが、将来的な社会情勢を踏まえた新たな機能拡充や、空港運営に必要な施設整備等については、個別に検討する。
- なお、移転や建替ではなく、新たに民間施設を設置する場合は、将来的な社会情勢を踏まえた新たな機能拡充に係る施設や空港運営に必要な施設であることを前提に、公募を原則としつつ、市場調査や空港関係事業者をはじめとする第三者の意見などをもとに慎重に判断した上で選定等を行う。

■ 空港運営に必要な施設の例

空港内設置が必須

- 旅客取扱施設
- 貨物取扱施設
- 航空機給油施設
- 格納庫
- 廃棄物処理施設 (自治体等による) 等

空港内外で設置可

(用地確保可能であれば空港内が望ましい)

- 駐車場
- 整備関連施設 (GSE、計器等)
- 機内食工場
- 倉庫 (機用品等)
- 構内営業者の事務所 等



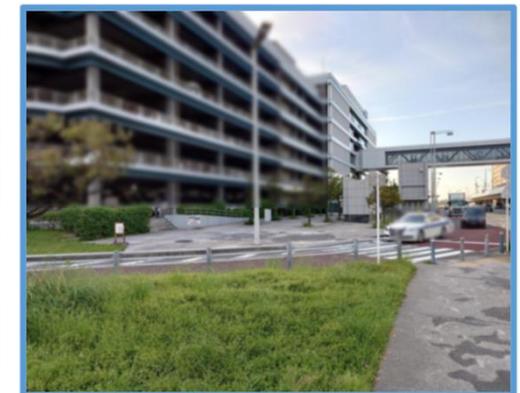
<格納庫>



<航空機給油施設>



<GSE整備施設>



<駐車場>